

ID: 150

担当部署: 産業課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町びれっじセンターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成12年条例第35号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を附することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、若しくは汚すおそれがあるとき</p> <p>(3) その他町長が適当でないと認めるとき</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日